

議案第 4 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第160号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同条第244号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）附則第1条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条第244号アの改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

エネルギーの使用の合理化に関する法律及び薬事法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。